

台東区定期利用保育室運営事業者募集要項

1. 募集の趣旨

台東区では、保育需要への対応を図るため、定期利用保育室（以下「保育室」という。）を開設し、運営を行う事業者を次のとおり募集します。

2. 保育室概要

- (1) 定員規模 表の年齢に応じた定員とします。
ただし、待機児童の状況により、定員を見直す場合があります。

	1 歳児	2 歳児
1 年目（令和 9 年度）	3 0 名	
2 年目（令和 1 0 年度）	3 0 名	2 0 名
3 年目（令和 1 1 年度）	3 0 名	2 0 名
4 年目（令和 1 2 年度）	3 0 名	2 0 名
5 年目（令和 1 3 年度）		2 0 名

- (2) 受入年齢 令和 9 年度 1 歳児
令和 1 0 ～ 1 2 年度 1 歳児及び 2 歳児
令和 1 3 年度 2 歳児
- (3) 委託期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで。
※委託期間終了後、履行状況により最長 4 年間更新できるものとします。

3. 施設の概要

- (1) 所在地 台東区根岸 5 - 1 4 - 1 5
- (2) 構造・規模 鉄骨造 地上 2 階
敷地面積 約 7 5 0 m²
- (3) 施設内容 保育室、遊戯室、調理室、保健室、事務室、倉庫、休憩室、ロッカー室、便所

4. 応募資格及び応募条件

応募者は、社会福祉法人、学校法人、NPO 法人、株式会社等の如何は問いませんが、以下のすべてに該当することを応募条件とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準（平成 1 0 年 2 月 2 0 日付 9 台総経第 1 7 0 号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 2 4 年 1 月 2 6 日付 2 3 台総経第 6 4 5 号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき、更生手続開始の申立て

- をした者にあつては、裁判所により更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生計画開始の申立てをした者にあつては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること。
 - (6) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。
 - (7) 原則、令和8年4月1日現在において、認可保育所、認証保育所、小規模保育事業及び定期利用保育等の保育事業を1年以上運営している実績があること。
 - (8) 本区の保育行政を理解し、運営において積極的に協力する事業者であること。
 - (9) 事業者が社会福祉法人以外の場合は、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日付児発第295号厚生省児童家庭局長通知）に定める「社会福祉法人以外の者による設置認可申請」に係る審査の基準を満たすこと。
 - (10) 事業を遂行できる十分な資力、知識、技術能力等を有し、継続的に安定した保育所運営が行えること。
 - (11) 事業者が現に運営している保育所について、直近の監査・実施指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。
 - (12) 税金の滞納をしていないこと。
 - (13) 暴力団又はその構成員でないこと。
 - (14) 既設の社会福祉法人については、次に掲げる要件すべてに該当していること。
 - ① 過去の運営実績が良好であり、かつ財務内容が適正であること。（過去3カ年間の収支状況が黒字であること）
 - ② 認可保育所の設備及び運営に当たり、十分な資力を有していること。
 - (15) 建物及び備品等は、当該保育室における保育以外の目的に使用しないこと。
 - (16) 定期利用保育の運営が円滑に進むよう、近隣住民等に対して保育内容に係る説明等を適宜行い、理解を得ること。

5. 運営委託料提案上限額

126,750,000円

6. 運営条件

(1) 運営全般

- ① 令和9年4月1日に運営を開始すること。
- ② 「東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱」及びその他関係法令等に適合すること。
- ③ 保育に従事する職員の資質の向上を図ること。
- ④ 保育室の利用者については、利用者台帳を作成し、各種変更、利用辞退等の

受付事務を行うこと。

(2) 職員配置

- ① 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）第43条第2項及び東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第47号）第16条に準じ、対象児童の年齢及び人数に応じて、当事業を担当する保育従事者を配置することとし、当該保育従事者の数は2名を下回ることとはできないこと。ただし、保育士等の資格を有する者を1名以上配置すること。

なお、保育従事者の6割（保育従事者が2名の場合は1名）以上は保育士等の資格を有する者であること。

- ② 施設長及び主任保育従事者は、保育士の資格を有した実務経験がある正規職員とし、定期利用保育室の専任職員とすること。

(3) 保育事業

- ① 保育内容については、保育計画・指導計画を作成の上、その計画に沿って実施すること。
- ② 11時間開所とする。
- ③ 給食については、栄養士が作成する献立に基づき実施すること。
- ④ 各種職員研修に積極的に参加するほか、独自の職員研修を行うなど、職員の資質向上に取り組むこと。
- ⑤ 台東区の子育て支援施策を理解し、積極的に協力するとともに関係法令等を遵守すること。

(4) 開園時間及び休園日

- ① 開園時間 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び年末年始を除く月曜日から金曜日まで、7時30分から18時30分までを基本とする。
- ② 休園日 土曜日、日曜日及び休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

(5) 施設及び設備の維持管理について

- ① 本業務に必要な光熱水費及び電話料金は、区で負担する。
- ② 本業務に必要な消耗品及びインターネット回線等の経費は、受託者が委託料の中から負担するものとする。
- ③ 什器等備品類については、区が予算の範囲内で準備し、受託者に無償で使用するものとする。

(6) 業務に係る委託料の額・支払方法等は、区と事業者との協議のうえ、決定するものとする。

(7) 保育室利用者の費用負担について

- ① 利用者負担については、施設使用料的な負担金は徴収しないこと。
- ② 利用者へ費用負担を求める場合は、区と協議のうえ承認を得るとともに利用者の理解を得ること。

7. 事業者の選定

事業者の選定は、台東区定期利用保育事業運営委託事業者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会において厳正かつ公平に行い、提案する運営体制や取組姿勢、経営状況などを総合的に審査し、優先交渉権者を決定します。

(1) 審査内容

- ① 提案内容が、関係する条例及び規則等を遵守し、適正かつ効率的に定期利用保育事業の運営を行う内容であるとともに、利用者に対するサービスの向上に図られるものであると認められること。
- ② 当該団体が提案内容に沿った運営を安定して行うことができる財政的基礎及び人員を有することにより、事業運営委託業務を円滑に実施できる能力を有すると認められること。

(2) 審査項目

- ① 団体の概要
- ② 団体の経営状況
- ③ 収支計画
- ④ 保育事業の運営方針
- ⑤ 保育事業の運営体制
- ⑥ 運営の公共性・公平性
- ⑦ 類似施設の運営実績
- ⑧ 熱意・積極性

8. 運営委託事業者の公募及び選定スケジュール

(1) スケジュール

	内 容	日 程
1	募集の公表	9月16日（水）から 10月 7日（水）まで
2	現地見学会申込	9月24日（木）10時まで
3	現地見学会	9月24日（木）14時から
4	公募に関する質問の受付	9月28日（月）17時まで
5	質問回答のホームページ公表	10月 2日（金）予定
6	参加意思の表明	9月30日（水）17時まで
7	応募書類の受付	10月 7日（水）17時まで
8	第一次審査（書類審査）	10月中旬予定
9	第二次審査（プレゼンテーション）	11月中旬予定
10	選定結果の通知	11月中旬予定
11	契約の締結	令和9年4月1日

(2) 募集の公表及び募集要項等交付について

- ① 募集公表期間 令和8年9月16日(水)～令和8年10月7日(水)まで
- ② 募集公表方法及び要綱交付 区ホームページ上に公表

(3) 現地見学会

現地見学会を希望する場合は、見学申込書(別紙3)を電子メールで9月24日(木)10時までに提出してください。

(4) 公募に関する質問の受付

- ① 受付期間 令和8年9月28日(月)17時まで
- ② 受付方法 質問書(別紙2)を電子メールにて保育課宛てにご送付ください。なお、メール以外の方法による質問にはお答えできませんのであらかじめご了承ください。

(5) 質問に対する回答

回答期間 令和8年10月2日(金)予定

(6) 参加意思の表明

- ① 受付期間 令和8年9月30日(水)17時まで
- ② 受付方法 参加申請書(様式第1号)を電子メールにて保育課宛てにご送付ください。なお、参加申請書(様式第1号)の提出後に応募を辞退する場合は、必ず参加辞退申出書(様式第5号)を保育課へ事前連絡の上、提出してください。

(7) 応募書類の受付期間

- ① 受付期間 令和8年9月16日(水)から10月7日(水)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除く開庁日)
- ② 受付時間 9時から17時まで
- ③ 受付場所 台東区こども家庭部保育課
- ④ 提出書類 (別紙1)提出書類一覧のとおり
- ⑤ 提出方法 受付時間内に保育課運営担当まで電話連絡の上、応募書類一式を受付場所にご持参ください。郵送、FAX、メール等での受付はできません。

9. 選定方法

(1) 第一次審査

提出された応募書類により選定委員会において書類審査を行い、提案内容が優れた上位3団体までを第二次審査対象団体として募集事業ごとに選定します。

(2) 第一次審査の選定結果の通知

第一次審査終了後、速やかに書面で通知します。

(3) 第二次審査

令和8年11月(予定)に、第一次審査通過団体による提案内容のプレゼンテーション及びヒアリングによる面接審査を行います。審査の結果、最も評価の高かった団体を優先交渉権者とし、次いで評価の高い団体を次順位交渉

権者として確定します。

(4) 第二次審査の結果の通知

第二次審査終了後、速やかに書面で通知します。

(5) 仕様書の仮決定

決定した優先交渉権者と区が協議を行い、令和9年度仕様書の内容を仮決定します。なお、仕様書は契約締結時をもって確定となります。

(6) 次順位交渉権者との交渉

以下のような事象が発生した場合、台東区こども家庭部保育課長は次順位交渉権者と交渉を行います。次順位交渉権者には、事務局から別途ご連絡いたします。

- ① 優先交渉権者が参加資格要件を有しなくなったとき
- ② 優先交渉権者が期限までに承諾の届出をしないとき
- ③ 優先交渉権者が辞退の届出をしたとき
- ④ 優先交渉権者との協議が不調となったとき

(7) 受託予定者の決定、契約締結請求

令和9年度委託契約に係る仕様書の内容の確定により、優先交渉権者（又は次順位交渉権者）を受託予定者として、台東区こども家庭部保育課長は、区契約主管課長に契約を締結するよう請求します。

(8) 契約手続

契約は、随意契約により令和9年4月1日付で締結するものとします。その際、当該年度の本委託業務に係る予算配当があることが契約の条件となります。

10. 提案書に係る情報公開

本プロポーザルの参加表明手続き以降に、区に提出された書類については、東京都台東区情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。条例第6条に該当する事項以外は公開となるため、あらかじめ了承の上ご提出ください。

11. その他留意事項

- (1) 優先交渉権者が本募集要項に反した場合、又は提出書類の内容に事実と反する記載があった場合、選定結果を取り消すことがある。
- (2) 応募にあたって事業者が提出した資料は選定結果にかかわらず返却しない。
- (3) 提出後の応募書類等の差し替えは、区が指示又は認めた場合を除いて不可とする。
- (4) 必要に応じて別途追加資料の提出を求める場合がある。
- (5) 応募にかかる費用は、一切を応募者の負担とする。
- (6) 募集に関する追加情報などがある場合、随時、区のホームページに掲載する。
- (7) 選定された事業者は、応募時の提案内容について、その実現に努めること。

特に区が求める場合は可能な限り要望に応えること。また、その際は原則として提案金額内で実施するように努めるものとする。

1 2. 問合せ及び書類提出先

〒110-8615 台東区東上野四丁目5番6号 台東区役所6階

台東区こども家庭部保育課運営担当

電話 03(5246)1226

FAX 03(5246)1289

※ 書類送付先の電子メールアドレスについては、電話でお問合せください。

※ 業務内容に関する質問は、質問書（別紙2）によりお問い合わせください。